

「法人税」
マスター講座
20

使用者兼務役員と賞与・退職金

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載テキスト

- ⑯役員の定義と役員給与
 - ⑰使用者兼務役員と賞与・退職金
 - ⑱交際費の取扱い
 - ⑲寄附金の取扱い
 - ⑳租税公課の取扱い
 - ㉑貸倒損失の処理

「併用ノ兼務役員」といふ言葉のとおり役員と使用人を兼務してゐる人の二種です。使用人兼務役員

員には「支給する賞与のうち使用人部分の金額が損金となる」「使用人部分の給与は定期同額給与等

- ・社長、理事長、代表取締役、代表執行役、代表理事、清算人
- ・副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ・同族会社の特定役員など
- ・これ以外の役員で、部長、課長、支店長、工場長、営業所長のようないくつかの地位を有していくて、かつ、常時使用者としての職務に従事している者が使用人兼務役員となります。

「同族会社の特定役員」とはみなし役員の判定(前号参照)で特定株主となる役員のことです。全株を保有しているオーナー社長の奥様は、肩書きが取締役経理部長だったとしても、同族会社の特定役員に該当するためなりません。また、役員やみなし役員ではないが、役員の親族や役員と実事婚にある人、役員から生活費の支援を受けている人、といった使用人を「特殊関係使用人」といいます。

特殊関係使用人に対する支給する務役員になりますが、「経理担当取締役」のように特定の部門を統括しているだけでは使用人としての地位がないため、使用人兼務役員にはなれません。非常勤役員も常時使用人として勤務していないためなれません。

① 使用人に支給する
賞与の取扱い

法人税法では、臨時的に支給する給与は基本的に賞与となります（退職給与等を除く）。「使用者に支給する賞与」や「使用者兼務役員に支給した賞与のうち使用者部分の一定の金額」は、次の支給形態に応じて、それぞれの事業年度で損金に算入できます。

(1) 労働協約または就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、支給予定日と通知日のいずれか遅い日の属する事業年度に処理します。

(2) 支給予定期日または通知日の属する事業年度で損金経理（決算書で費用処理）している

(2) 決算日の翌日から1月以内に支払う賞与

次のいずれの要件も満たした場合は、支給額の通知をした日の属する事業年度に処理します。

① 支給額を各人別にかつ同時期に支給を受けるすべての使用者に対して通知している

② ①の通知金額を通知したすべての使用者に対して決算日の翌日から1月以内に支払っている

③ ①の通知金額を通知した事業年度で損金経理している

(3) 前記(1)、(2)以外の賞与

支払日の属する事業年度に処理します。

たとえば(2)のケースだと「賞与

「賞与支給日」までに退職して賞与を支給しなかつた場合は、(2)の要件を満たさないので、賞与支給額の全額が損金として認められることになります。また、使用者が勤務員の賞与の使用者部分の金額であっても、他の使用者と異なる時期に支給した賞与や不相當に高額な金額は損金として認められません。

・役員退職給与の適正額
II 最終報酬月額×勤続年数
×功績倍率

(2) 役員退職給与の損金算入時期
の判例等でも類似法人を参考にして「最高功績倍率」や「平均功績倍率」を算出していますが、たとえば図表の「1・9・4・89」の「功績倍率」の妥当性は、税務署側と争点になりやすいので専門家とよく相談したうえで判断しましょう。

① 使用人が役員になつた場合の打ち切り支給

使用人が役員に昇格する場合は法律上、従来の雇用関係が解消し新たに委任関係になつたと考えます。使用人を退職したことになりますので、打ち切り支給した退職給与の金額は基本的に損金算入となります。恣意性を排除する目的で

取扱い

3・0＝3億円」となります。

■功績倍率に関する判例等(代表取締役)		
判例	功績倍率	算定根拠
昭和55年5月26日 (東京地裁)	3.0	類似法人(7社)の最高功績倍率
平成3年9月30日 (浦和地裁)	2.73	類似法人(4社)の平均功績倍率
平成19年1月15日 (国税不服審判所)	1.9	類似法人(3社)の平均功績倍率
平成21年2月26日 (大分地裁)	3.5	類似法人(5社)の平均功績倍率 2.3IC創業者としての功績等を勘案
平成29年10月13日 (東京地裁)	4.89	類似法人(5社)の平均功績倍率 3.6ICに借金完済、売上増等の功績 を勘案(割加算)

（1）**功績倍率方式**

- ・類似法人の役員退職給与の支給状況など
- ・この役員の退職の事情
- ・退職した期間
- ・退職した役員がその法人の業務に従事した期間
- ・高額な部分の金額は過大な役員勘案して判断されます。
・過大な退職給与として損金の額に算入されません。役員退職給与が過大となるかの判定は、以下の状況を総合勘案して判断されます。